誓約書

評議員

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第62条第１項第１号及び第２号に該当しない者であること

　二　私立学校法第62条第３項各号に掲げる者が含まれていること。

　三　評議員のうちに他の２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

　四　私立学校法第62条第３項第１号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと

　五　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていないこと

年　　月　　日

学校法人　　　　学園

　設立代表者

（注）

１　「学校法人」は、寄附行為認可申請を行う場合においては、設立しようとする学校法人の名称とすること

２　「設立代表者」は、合併認可申請を行う場合は合併しようとする各学校法人の理事長、理事・監事・評議員・会計監査人変更届を行う場合は当該学校法人の理事長とすること。

３　「特別利害関係」は、私立学校法第31条第６項に規定するものをいう。

４　私立学校法第62条第３項第２号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第62条第３項各号」は「私立学校法第62条第３項第１号」と変更することができる。

５　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第21号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上」は「３人以上」と、「６分の１」は「３分の１」と変更することができる。